

り災証明書とり災届出証明書の違い

別表

| 証明書の種類 | | り災証明書 | | り災届出証明書 |
|------------------------|-------------------|---|------------------------------|--|
| | | 自己判定方式 | | |
| 申請者 | | 被害を受けた本人（所有者、管理者、居住者、賃借人、使用者） | | |
| 申請期限 | | 災害が発生した日から起算して13か月を経過する日まで | | |
| 対象物 | | 災害により被害を受けた家屋（住家、事務所・店舗等）※1 | | 家屋以外の不動産および動産 |
| 証明内容 | | 災害による被害の程度 (火災および雷に起因するものを除く ※2) | | <p>・災害により被害が生じた旨の届出があったこと。 (火災および雷に起因するものを除く ※2)</p> <p>・り災証明書の交付に係る申請を受け付けたこと。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; color: white; text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>「届出があった」という事実を証明するもので、 被害の程度を証明するものではありません。</p> </div> |
| | | ① 被害なし ⇒証明書の交付は行いません | ① 被害なし ⇒証明書の交付は行いません | |
| | | ② 準半壊に至らない（一部損壊）※3 | ② 準半壊に至らない（一部損壊）※3 | |
| | | ③ 準半壊 | | |
| | | ④ 半壊 | | |
| | | ⑤ 中規模半壊 | | |
| | | ⑥ 大規模半壊 | | |
| | | ⑦ 全壊 | | |
| 実地調査 | | 実施 | 必要時のみ実施 ※4 | 実施しない |
| 証明書交付までの期間 | | 実地調査の順番待ち等により 交付までに期間を要する | 原則、実地調査を行わないので 短期間で交付ができる | 短期間で交付ができる |
| （○申請に必要書類 △必要な書類のみ） | 申請書 | ○ | ○ | ○ |
| | 本人確認書類 | ○ | ○ | ○ |
| | 建物全景写真 | △ ※5 | ○ | 不要 |
| | 被害箇所の「全景」と「寄り」の写真 | △ ※5 | ○ | 不要 |
| | 委任状 | △(代理人による申請の場合) ※6 | | |
| | 代理人の本人確認書類 | △(代理人による申請の場合) ※6 | | |
| 注意事項 | | <p>※1 門扉、塀、車庫等、家屋でない構造物、付帯設備は証明の対象外となります。</p> <p>※2 火災および雷による被害は、各区所管消防署へご相談ください。</p> <p>※3 「準半壊に至らない(一部損壊)」とは、「家屋の損害割合が概ね10%未満のもの」を指します。(床下浸水もこれにあたります)</p> <p>※4 市が必要と判断した場合は、実地調査を実施する場合があります。</p> <p>※5 自己判定方式を希望しない場合、実地調査までに時間を要します。被害を正しく認定するためにも、片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存し、可能であれば申請時にご持参下さい。なお、写真を撮る際は、必ず身の安全を確保してください。</p> <p>※6 同居の親族(パートナーシップ含む)の場合は委任状は不要です。</p> | | |